



事務所だより 1月号

あけましておめでとうございます

西田成希税理士事務所

旧年中は、大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年は、2020年、東京オリンピック開催の年となりました。

東京オリンピックの開催期間は、7月24日から8月9日までの17日間です。

昨年末に横浜で大学のソフトテニス部の同期会があったので、足を延ばして

国立競技場へ行ってきました。オリンピック自体は、家で観戦です(>_<)。

せっかく東京に行くのだからと12月30日の朝7時の新幹線でお出かけ。9時30分過ぎに東京入りです。ラグビーが終わってオリンピック一色かと思えば、思ったほどではなかったです。近づいて来るとまた雰囲気も変わるのでしょね。

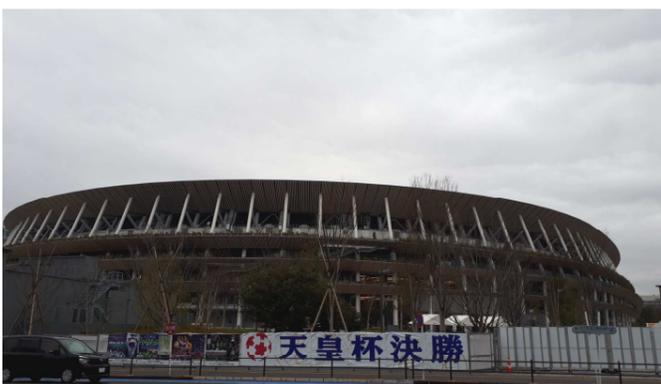
さて、紆余曲折あった国立競技場、行ってみるとなんとなく優しい感じがしました。古い国立競技場を知らないの、何とも言えませんが、木をたくさん使って、植栽も多いからでしょうか。大きい割に『圧倒される』というのではないように感じました。建替えを議論していたときは、古い国立競技場の改修でもいいのではない

か、と思っていたのですが、実際見てみると、現金なものでやっぱり新しいのはいいです(^;)

国立競技場を1周したあと豊洲市場も観光して同期会へ。みなとみらいのランドマークタワーで食事です。11名中4名と出席者は少なかったですが、楽しく過ごせました(^)。翌31

日は、10時の新幹線で帰阪です。帰省客にもまれながら、何とか帰ってきました。『事務所だより』を作らないと！

ということで、事務所だより1月号をお送りします。良い年になるように頑張ってください！



☆ お知らせ (2020年1月の税務)

期 限	項 目
1月10日	<input type="checkbox"/> 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
1月31日	<input type="checkbox"/> 支払調書の提出
	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票の交付
	<input type="checkbox"/> 固定資産税の償却資産に関する申告
	<input type="checkbox"/> 11月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	<input type="checkbox"/> 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 5月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税> (半期分)
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	<input type="checkbox"/> 給与支払報告書の提出
	<input type="checkbox"/> 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 (本年最初の給与支払日の前日)
	<input type="checkbox"/> 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分) (1月中において市町村の条例で定める日)

☆ お願い
 確定申告の時期が近づいてきました。

売上・仕入・必要経費等まとめていただくとともに、「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「医療費の領収書」

等ご準備ください(とにかく全部置いておいてください)。

☆ 源泉控除対象配偶者と同一生計配偶者

◆ 扶養控除等申告書を良く見てみると

年末調整の時期に配られる「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、会社が翌年の源泉徴収税額をいくりにするのかを決めるための用紙です。

この中に、「源泉控除対象配偶者」「同一生計配偶者」と、あまり聞きなれない単語が出てきます。1つずつ見てみましょう。

◆ 源泉控除対象配偶者とは

源泉控除対象配偶者は、その名の通り「源泉徴収の際、控除されるべき配偶者」です。控除を受ける本人の2020年中の所得の見積額が900万円以下であること、配偶者の2020年中の所得の見積額が48万円以下で、配偶者控除が適用になるか、見積額が95万円以下で、配偶者特別控除額が最高額である人です。

この説明で、経理のご担当者様などは「あれっ？」と思ったかもしれません。2019年までであれば配偶者控除の場合は所得の見積額は38万円以下、配偶者特別控除が最高額である人の所得の見積額は85万円というのがボーダーラインでしたが、今年（2020年）からの税制では、基礎控除が基本的には10万円上がり、給与所得控除が基本的には10万円下がるため、配偶者控除等の判定に利用する「所得額」も10万円引き上げて考えるようになりました。

◆ 同一生計配偶者とは

同一生計配偶者は、控除を受ける本人の所得は問わず、配偶者の2020年の所得の見積額が48万円以下の人です。

本人の所得が多く、配偶者控除が受けられない場合、「源泉控除対象配偶者」のカウントには入らないのですが、所得の少ない配偶者分の障害者控除は受けることができるため、この区分が必要となります。

◆ 2020年の恐怖？

先に触れたように、今年から基礎控除や給与所得控除・年金所得控除の改正が適用されます。所得が2,400万円を超えると基礎控除は減っていき、給与収入は850万円を超えると基礎控除の上昇を加味しても、2019年の水準より下がります。また所得の種類や「子育て・介護」等の条件付けによって額面が変動するようになるため、今年の年末調整の用紙はもう1枚追加となるようです。ややこし過ぎます。

☆ 年間5日以上の有給休暇の取得義務化

◆ 有給休暇を年間5日以上取得させる義務

「働き方改革」の一環として、労働基準法が改正され、2019年4月以降、年次有給休暇が年間10日以上付与される労働者に対して、年間5日以上取得させることが企業に義務付けら

れました。

注意すべき点は、①企業の規模にかかわらず全企業が対象、②管理監督者も含まれる、③週の所定労働日数が少ないパートタイム労働者も勤続年数によっては対象となる、④違反に罰則が適用される、などです。

◆ 有給休暇の積極的な取得に向けて

有給休暇は、労働者が時季（時期ではない）を指定して、使用者が時季変更権を行使しない限り、取得が認められます。

本来、労働者の時季指定が出発点ですが、年間5日以上取得させるよう使用者に義務付けられましたので、使用者から労働者に積極的な取得を促すことが求められます。

具体的には、取得希望日の事前聴取や、取得奨励日の設定、労使協定による計画的付与などが考えられます。ただし、これまで特別休日としていた日を有給休暇取得日に変更した場合、休日数減少で不利益変更として認められないこともありえますので、注意が必要です。

◆ 早めの取得状況確認と「有給休暇管理簿」

2019年4月以降に付与された年次有給休暇が対象ですので、早い人は2020年3月末で施行後1年を経過することになります。労働基準法では、事業主に有給休暇を取得させる義務は課せられていますが、労働者に取得する義務はありません。従って、労働者が取得を拒んだとしても、事業主には取得を促す努力が必要となります。

2020年4月以降の労働基準監督署の対応が注目されますが、「有給休暇管理簿」の作成・保存も企業に義務付けられており、臨検等では取得状況もチェックされます。

勤怠管理や給与計算のソフトに有給休暇管理機能がついているものもありますが、厚生労働省HPからエクセルファイルのダウンロードが可能ですので、参考にされてはいかがでしょうか。

☆ 社長の出身校 日大が断トツ

社長の輩出数が最も多い大学は日本大学とする調査結果を東京商工リサーチが発表しました。調査開始以来9年連続でトップ。日大出身の社長は2万1581人で、2位の慶應義塾大の1万650人を大きく引き離しています。

2位以下は早稲田大、明治大、中央大、法政大と続きます。関東以外では7位に近畿大、9位に同志社大となり、トップ10に入りました。

9位までは昨年調査と同じ顔ぶれですが、10位は昨年の関西大学に代わり、東京大学が食い込みました。国公立大学がランクインしたのは東京大学が初めてだとのこと。

社長の人数で見ると1位の日大ですが、増収や増益の達成率では上位にランクインしていません。増収達成率では東大、一橋大、大阪大、増益達成率では筑波大、一橋大、東京都市大がそれぞれトップ3となりました。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488